



Title	犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性の検証
Author(s)	鶴田, 智
Citation	対人社会心理学研究. 2018, 18, p. 173-178
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70555
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性の検証

鶴田 智(大阪大学大学院人間科学研究科)

近年、インターネットや SNS 上で犯罪者を誹謗中傷するなど、誰でも容易に社会的制裁を行うことができるようになった。社会的制裁とは犯罪者への非合法的な制裁行為とされ、犯罪者の社会復帰の妨げとして問題視されている。法制度上の刑罰があるにも関わらず、なぜ社会的制裁が起きるのか。先行研究によれば、法的制裁(刑罰)と社会的制裁には相補的な関係性があり、法的制裁が社会的制裁を促進(または抑制する)可能性がある。本研究は、刑事事件の犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性の検証を目的とした 2 つの実験を行った。その結果、客観的指標(社会的制裁の強さ、法的制裁の重さ)の影響による法的制裁と社会的制裁の相補性は確認されなかったが、主観的評価(社会的制裁の強さ認知、刑の重さ認知)において、法的制裁と社会的制裁の相補性の存在が示唆された。よって、人々の主観的評価に影響を及ぼす事で、客観的な法的制裁と社会的制裁の相補性を実現できると考えられる。社会的制裁が引き起こす問題を解決するために、今後は人々の主観的評価に影響を及ぼす要因を検討する必要がある。

キーワード: 法的制裁、社会的制裁、衡平理論、公正

問題

われわれは自分が直接被害を受けていないにも関わらず、犯罪や不正をした者を罰したいと思うことがある(Felson, 1984; 大淵, 1987)。犯罪や不正をした者は、勤務先を解雇されたり、マスコミによって連日実名報道をされたりすることがある。特に近年では、一般市民によるインターネット上での犯罪者への誹謗中傷や個人情報の拡散(デマを含む)など、誰でも容易に社会的制裁を行うことができるようになった。犯罪者が社会的に排除されることは、犯罪者の社会復帰の妨げとなる(葛野, 2009)。また、制裁行為自体が犯罪である場合、その犯罪によって新たな加害者や被害者が生まれる危険がある。以上のように、社会的制裁は解決すべき問題である。

人々が制裁を行う背景には、自分が第三者としての立場であっても、規範の逸脱者を罰するという心理がある(Fehr & Fischbacher, 2004; 品田, 2009; 高岸・高橋・山岸, 2009)。制裁は罰であり、不正をした者は相応の苦しみを受けるべきだという応報の規範があり(大淵, 1982)、大淵(2000)は制裁を「制裁としての攻撃」と呼んで、攻撃の一種として位置づけている。制裁としての攻撃は、社会的公正を回復することなどを目的としており(大淵, 1993)、その背景には正の投入には正の結果、負の投入には負の結果がともなうという正当世界信念があると思われる(今野・堀井, 1998; Lerner, 1980)。

現実社会において、犯罪者が受ける制裁は、法的制裁と社会的制裁とに分けられる(佐伯, 2009)。法的制裁とは、国家が主体で法制度として組織化されている制裁であり、社会的制裁とは法的制裁以外の制裁である(佐伯, 2009)。例えば、法的制裁は犯罪者に対する刑罰などであり、社会的制裁は村八分のような制裁を目的とした非・法的な行為全般をさすと考えられる。社会的制裁は窃盗

犯罪に対する抑止力としての正の側面があるが(Buonanno, Pasini & Vanin, 2012)、社会的制裁の内容によっては、人権侵害や新たな犯罪に発展する負の側面もある。一般市民は応報的な判断をするため(Byrd, 1989; Carlsmith, 2006; 綿村・分部・高野, 2010)、犯罪者に対して過剰な社会的制裁が発生する可能性がある。

刑事裁判においては、有罪判決を受けた被告人が既に社会的制裁を受けている時、法的制裁(刑罰)を軽減されることがある(日置, 2006; 大淵, 2010)。つまり、社会的制裁の程度は量刑の軽減事由として認められる傾向がある(畑山, 2007; 岩田, 2016; 小池, 2008)。岩田(2016)は、法的にみた社会的制裁の効果は、刑罰と交換可能な害悪の付加であるとしたうえで、法的制裁の抑止力に不足があるならば、社会的制裁の機能を考慮に含めることが有益であるとさえ述べている。しかし、そもそも犯罪者は法的制裁を受けるにも関わらず、なぜ社会的制裁が起きるのか。

衡平理論(e.g., Adams, 1965)によると、人々は自己の投入量と結果の比が他者のそれと等しい場合を公平、等しくない場合を不公平と考える。さらに、その不公平の程度が大きいほど人はより不快と感じ、その解消へと動機づけられる。衡平理論における重要な点は、法的制裁と社会的制裁のどちらであろうが犯罪者の罪と罰のバランスが均衡した時に最も満足度が高いということにある(e.g., Adams, 1965)。このことは、法的制裁と社会的制裁の間にはどちらか一方が増加することによって他方が減少するという相補的な関係(相補性)があるということを示唆している。

法的制裁と社会的制裁の相補性

実際、日置(2006)の研究では、民事場面において、不

正者が非・法的制裁(社会的制裁と同義)を受けた場合、不正者は減刑されるべきであると判断されることが示された。

現実の社会においても同様の現象が観察される。2011 年に起こった「大津市中 2 いじめ自殺」と呼ばれる事件では、当時中学 2 年生の男子生徒が同級生からのいじめを苦に自殺し、ニュース番組で連日報道された。インターネット上には、いじめの加害者とされる少年とその家族の個人情報や加害行為(いずれもデマを含む)が列挙され、大きな社会問題となった。この問題を法的制裁と社会的制裁の相補性で考えると、加害者が少年であり法的制裁(刑罰)を免れることが明白であったため、その分を補う目的で社会的制裁が強まったと考えられる。

また、社会的制裁が厳しい理由の一つに、アメリカと比較して、日本の法的制裁は種類、発動の頻度、厳しさなどいずれの面でも劣っているため、社会的制裁が厳しくなるという指摘もある(佐伯, 2009)。ということは日本の社会的制裁が厳しいのは法的制裁を補うようなメカニズムが働いているためであることが予測される。これは法的制裁を強化することによって、社会的制裁を抑制することも可能であることも示唆している。

本研究では、法的制裁と社会的制裁の相補性を検証することを目的とし、法的制裁と社会的制裁の両方向からの影響を検証する 2 つの実験を行った。

実験 1 社会的制裁が法的制裁に及ぼす影響の検討

仮説 1

先行研究および社会的背景を総合して解釈すると、下記の仮説が成り立つ。

「犯罪者が弱い(強い)社会的制裁を受ける場合、法的制裁は重く(軽く)なる。」

方法

実験参加者

実験 1 は、日置(2006)の民事場面での検証から刑事場面に変更を行い、社会的制裁が法的制裁に及ぼす影響を検証することを目的とし、関西圏の大学に通う男女大学生 63 名(男性 26 名、女性 35 名、無効 2 名; 年齢 $M = 18.98$, $SD = 0.96$)を対象に実験を行った。実験は 2016 年 7 月に実施された。

質問紙の内容

参加者に犯罪事件のニュース記事として、事前に作成した文章を提示し、その後質問紙に回答してもらった。ニュース記事は、女性 1 名が死亡した飲酒ひき逃げ事件で、犯罪者(男 A)が自動車運転処罰法違反(危険運転致死)の容疑で逮捕されたという内容であった(Appendix1)。

実験条件

1 要因 3 水準参加者間計画であった。実験操作は、飲酒運転によって女性 1 名を死亡させた犯罪者 A に対する社会的制裁としてのマスコミの報道の厳しさであった。社会的制裁弱条件(匿名報道)は「本事件発覚後、マスコミによって、A の顔写真や実名を伏せ、匿名で連日報道された。」とした。社会的制裁中条件(A の実名報道)は「本事件発覚後、マスコミによって、A 本人の顔写真を伏せ、実名で、連日報道された。」とした。社会的制裁強条件(A の実名と顔写真の報道)は、「本事件発覚後、マスコミによって、A 本人の実名と顔写真を公開され、連日報道された。」とした。実験条件以外の部分は、条件間で統一した。すべての実験条件において、実験参加者に「一般的に、危険運転致死罪を犯した者は、マスコミによって顔写真を伏せ、実名で報道されます。」と虚偽の説明をした(実験終了後、この説明が虚偽であったことを陳謝した)。

測定変数

①社会的制裁の強さ認知(「あなたは、この事件に関して、逮捕された男 A に対するマスコミの報道は適切であったと思いますか」の 1 項目 7 件法)、②法的制裁(刑期として懲役 1~20 年)、③攻撃性(安藤・曾我・小西・山崎, 1997)として、短気因子(3 項目 7 件法)、敵意因子(3 項目 7 件法)、言語的攻撃因子(3 項目 7 件法)、④道徳性(Graham, Nosek, Haidt, Iyer, Koleva & Ditto, 2011 金井訳 2013)として、Harm・Care(3 項目 7 件法)、Fairness・Reciprocity(3 項目 7 件法)。

結果と考察

操作チェック

社会的制裁の強さ認知

ニュース記事における社会的制裁の強さが適切に操作されたか否かを確認するため、実験条件を独立変数、「社会的制裁の強さ認知」を従属変数とした参加者間 1 要因分散分析を行った。なお、要約統計量は Table1 のとおりであった。分析の結果、実験条件の効果はみられなかった($F(2,58) = 0.41$, $p = .66$, $\eta_p^2 = .014$)。

Table 1 社会的制裁の強さ認知の要約統計量

	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
社会的制裁弱	24	3.25	1.33
社会的制裁中	23	3.43	1.04
社会的制裁強	14	3.64	1.60

仮説 1 の検討

実験条件による社会的制裁の効果を検討するために、参加者間 1 要因分散分析を行った。分析の結果、社会的制裁の主効果はみられなかった($F(2,58) = 0.25$, p

= .78, $\eta_p^2 = .009$)。このことは、仮説 1 を支持しない結果であった。なお、要約統計量は Table2 のとおりであった。

Table 2 法的制裁の要約統計量

	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
社会的制裁弱	24	11.98	6.39
社会的制裁中	23	12.78	5.97
社会的制裁強	14	11.36	5.71

そこで、従属変数を「法的制裁」、独立変数を「性別」、「年齢」、「短気」、「敵意」、「言語的攻撃」、「Harm・Care」、「Fairness・Reciprocity」、「社会的制裁の強さ認知」とした重回帰分析を行った。分析の結果、法的制裁に対し、社会的制裁の強さ認知が負の影響($\beta = -.33$, $p < .01$)、短気が正の影響($\beta = .27$, $p < .05$)を与えていた(Table3)。

Table 3 法的制裁を従属変数とした重回帰分析

独立変数	β
性別	.01
年齢	-.03
短気	.27 *
敵意	.10
言語的攻撃	.21
Harm・Care	.09
Fairness・Reciprocity	.10
社会的制裁の強さ認知	-.33 **
Adj R^2	.19 *

** $p < .01$, * $p < .05$

上述のように、実験条件における社会的制裁の効果はみられなかった。このことは、仮説 1 を支持しない結果であった。ただし、社会的制裁の強さ認知などを独立変数とした重回帰分析の結果、社会的制裁が強いと思うほど法的制裁が軽くなるという結果が得られた(Table3)。この点においては衡平理論(e.g., Adams, 1965)と整合する。つまり、社会的制裁が強いと思うか、弱いと思うかによって、犯罪者に対する法的制裁を調整し、罪と罰のバランスを均衡させると考えられる。

実験 1 では社会的制裁が法的制裁に及ぼす影響について分析した。法的制裁と社会的制裁の相補性を明らかにするためには、法的制裁と社会的制裁の両方向からの影響を検証する必要がある。実験 2 では、実験 1 とは逆方向、すなわち法的制裁が社会的制裁に及ぼす影響を明らかにする。

実験 2 法的制裁が社会的制裁に及ぼす影響の検討

仮説 2

先行研究および社会的背景を総合して解釈すると、下記の仮説が成り立つ。

「犯罪者が軽い(重い)法的制裁を受ける場合、社会的制裁は強く(弱く)なる。」

方法

実験参加者

関西圏の大学に通う男女大学生 233 名(男性 105 名、女性 112 名、性別不明 3 名、無効 13 名; 年齢 $M = 19.63$, $SD = 3.87$)を対象に実験を行った。

質問紙の内容

参加者に犯罪事件のニュース記事として、事前に作成した文章を提示し、その後質問紙に回答してもらった。ニュース記事は、実験 1 と同様の女性 1 名が死亡した飲酒ひき逃げ事件の内容であった(Appendix2)。

実験条件

1 要因 3 水準参加者間計画であった。実験操作は、飲酒運転によって女性 1 名を死亡させた犯罪者 A が処される刑罰(懲役年数)であった。すべての実験条件において、「事件内容を詳細に調べた法律関係者によると、A は懲役 10 年となる可能性が高いとみられていた。」という情報を提示した上で、刑罰軽条件は「しかし判決は懲役 1 年であった。」とした。刑罰中条件は「実際の判決も懲役 10 年であった。」とした。刑罰重条件は、「しかし判決は懲役 20 年であった。」とした。実験条件以外の部分は、条件間で統一した。すべての実験条件において、実験参加者に「危険運転致死罪は 1 年以上 20 年以下の懲役に処されることが法律により定められています」と教示した。

測定変数

①刑の重さ認知(「あなたは、この事件に関して、逮捕された男 A が処された刑の重さは適切であると思いますか」の 1 項目 7 件法)、②社会的制裁意図(「A を罰したい」、「A を責めたい」、「A を非難したい」、「A を懲らしめたい」、「A を苦しめたい」の 5 項目 7 件法)。③攻撃性(実験 1 と同じ)、④道徳性(実験 1 と同じ)

結果と考察

操作チェック

刑の重さ認知 ニュース記事における刑罰の重さが適切に操作されたか否かを確認するため、実験条件を独立変数、「刑の重さ認知」を従属変数とした参加者間 1 要因分散分析を行った。なお、要約統計量は Table4 のとおりであった。分析の結果、実験条件の主効果がみられた($F(2,185) = 15.21$, $p = .00$, $\eta_p^2 = .141$)。軽条件(懲役 1 年)

と中条件(懲役 10 年)に有意な差がみられ、軽条件(懲役 1 年)と重条件(懲役 20 年)に有意な差がみられ、中条件(懲役 10 年)と重条件(懲役 20 年)には有意な差がみられなかった。

Table 4 刑の重さ認知の要約統計量

	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
刑罰軽(懲役1年)	63	2.25	1.37
刑罰中(懲役10年)	62	3.21	1.47
刑罰重(懲役20年)	63	3.65	1.52

仮説 2 の検討

まず、社会的制裁意図を測定する 5 つの質問項目について、 $\alpha = .90$ の信頼性係数が示されたので、本研究ではこの 5 項目の平均を社会的制裁意図の従属変数として用いた。次に、実験条件による社会的制裁意図の差を検討するために、参加者間 1 要因分散分析を行った。分析の結果、法的制裁の主効果はみられなかった($F(2,213) = 0.38, p = .69, \eta_p^2 = .004$)。このことは、仮説 2 を支持しない結果であった。なお、要約統計量は Table 5 のとおりであった。

Table 5 社会的制裁意図の要約統計量

	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
刑罰軽(懲役1年)	73	4.46	1.47
刑罰中(懲役10年)	72	4.68	1.48
刑罰重(懲役20年)	71	4.57	1.53

そこで従属変数を「社会的制裁意図」、独立変数を「性別」、「年齢」、「短気」、「敵意」、「言語的攻撃」、「Harm・Care」、「Fairness・Reciprocity」、「刑の重さ認知」とした重回帰分析を行った。分析の結果、社会的制裁意図に対し、刑の重さ認知が負の影響($\beta = -.20, p < .01$)、年齢が負の影響($\beta = -.14, p < .05$)を与えていた(Table 6)。

上述のように、実験条件における法的制裁の主効果はみられなかった。このことは、仮説 2 を支持しない結果であった。しかし、刑の重さ認知などを独立変数とした重回帰分析の結果、刑罰が重いと思うほど社会的制裁意図が弱くなるという結果が得られた(Table 6)。この点においては衡平理論(e.g., Adams, 1965)と整合する。つまり、犯罪者に対する法的制裁が不足すると感じる分が社会的制裁意図に反映されることが考えられる。

総合考察

実験 1 と実験 2 とともに、各実験条件間において、社会的制裁(実験 1)と法的制裁(実験 2)の主効果は見出されなかった。このことは、仮説 1 と仮説 2 を支持しない結果

Table 6 社会的制裁意図を従属変数とした重回帰分析

独立変数	β
性別	-.03
年齢	-.14 *
短気	.14
敵意	.09
言語的攻撃	.09
Harm・Care	.14
Fairness・Reciprocity	.11
刑の重さ認知	-.20 **
Adj R^2	.16 **

** $p < .01$, * $p < .05$

であった。

ただし、Table 3 より、社会的制裁が強いと思うほど法的制裁が弱くなり、Table 6 より、刑罰が重いと思うほど、社会的制裁意図が弱くなるという結果が得られた。

これらの結果を総合考察すると、客観的指標(社会的制裁の強さ、法的制裁の重さ)の影響による法的制裁と社会的制裁の相補性は確認されなかったが、主観的評価(社会的制裁の強さ認知、刑の重さ認知)において、法的制裁と社会的制裁の相補性の存在が示唆された。この結果は、衡平理論(e.g., Adams, 1965)と整合する。人々は犯罪者に対する罰の総量を計算して、罪と罰の均衡を保とうとすると考えられる。つまり、法的制裁と社会的制裁のどちらであろうが犯罪者の罪に対する罰が強い(弱い)と思うほど、もう一方の罰が弱く(強く)なる。

本研究の問題点と今後の展望

実験 1、実験 2 で使用した犯罪事件のニュース記事は、危険運転致死罪のみであるが、犯罪の種類や被害の程度によっては結果が異なる可能性がある。今後は犯罪の種類や被害の程度などを変更し、より多角的な検証が必要である。また、本研究は質問紙による検証を行ったが、今後は研究倫理に十分に配慮した上で、法的制裁と社会的制裁を従属変数とした行動指標を測定する実証的研究を行い、法的制裁と社会的制裁の相補性をより詳細に検討していきたい。

本研究成果は、人々の主観的評価における法的制裁と社会的制裁の相補性の存在を示唆した。社会的制裁意図の抑制に対して、人々の主観的評価に影響を及ぼす(例えば法的制裁を適切以上であると判断する)事で、客観的な法的制裁と社会的制裁の相補性を実現できると考えられる。法的制裁と社会的制裁の相補性が実現できれば、法的制裁によって社会的制裁をコントロールし、社会的制裁による被害の拡大を防ぐことができる。社会的制裁が引き起こす問題を解決するために、今後は人々の主観的評価に影響を及ぼす要因を検討する必要がある。

引用文献

- Adams, J. S. (1965). Inequity in social exchange. *Advances in Experimental Social Psychology*, 2, 267-299.
- 安藤 明人・曾我 祥子・小西 賢三・山崎 勝之 (1997). 日本版Buss-Perry攻撃性質問紙(BAQ)の作成(1) — 大学生のデータによる因子の妥当性・信頼性の検討 — 日本心理学会第61回大会発表論文集, 903.
- Buonanno, P., Pasini, G., & Vanin, P. (2012). Crime and social sanction. *Papers in Regional Science*, 91, 193-218.
- Byrd, B. S. (1989). Kant's theory of punishment: Deterrence in its threat, retribution in its execution. *Law and Philosophy*, 8, 151-200.
- Carlsmith, K. M. (2006). The roles of retribution and utility in determining punishment. *Journal of Experimental Social Psychology*, 42, 437-451.
- Fehr, E., & Fischbacher, U. (2004). Third-party punishment and social norms. *Evolution and Human Behavior*, 25, 63-87.
- Felson, R.B. (1984). Patterns of aggressive social interaction. In A. Mummendey (Ed.), *Social psychology of aggression: From individual behavior to social interaction*. New York: Springer-Verlag, 107-126.
- Graham, J., Nosek, B. A., Haidt, J., Iyer, R., Koleva, S., & Ditto, P. H. (2011). Mapping the moral domain. *Journal of Personality and Social Psychology*, 101, 366-385.
- 畑山 靖 (2007). 被告人が自己の犯罪により自ら多大の不利益を被ったことと量刑 判例タイムズ, 1252.
- 日置 孝一 (2006). 法的制裁と非・法的制裁: 法と心理学のアプローチ, CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター)ディスカッションペーパー, 1-12.
- 岩田 正隆 (2016). 社会的制裁の研究 *NUCB Journal of economics and information science*, 60, 141-146.
- 金井 良太 (2013). 脳に刻まれたモラルの起源 — 人はなぜ善を求めるのか — 岩波書店
- 小池 信太郎 (2008). 量刑における犯行均衡原理と予防的考慮(3・完) — 日独における最近の諸見解の検討を中止として — 慶應法学, 10, 21-88.
- 今野 裕之・堀 洋道 (1998). 正当世界信念が社会状況の不正判断に及ぼす影響について 筑波大学心理学研究, 20, 157-162.
- 葛野 尋之 (2009). 社会復帰とソーシャル・インクルージョン: 本書の目的とイギリスにおける展開 日本犯罪学会(編) 犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン 現代人文社 pp. 14-30.
- Lerner, M. J. (1980). The belief in a just world: a fundamental delusion. New York: Plenum Press.
- 大淵 憲一 (1987). 攻撃の動機と対人機能 心理学研究, 58, 113-124.
- 大淵 憲一 (1993). 人を傷つける心 — 攻撃性の社会心理学 — サイエンス社
- 大淵 憲一 (2000). 攻撃と暴力 — なぜ人は傷つけるのか — 丸善ライブラリー
- 大淵 憲一 (2010). 謝罪の研究 — 釈明の心理とはたらか — 東北大学出版会
- 佐伯 仁志 (2009). 制裁論 — Theory of Sanctions — 有斐閣
- 品田 瑞穂 (2009). 二次の協力行動としての第三者による罰行動 実験社会心理学研究, 48, 99-110.
- 高岸 治人・高橋 伸幸・山岸 俊男 (2009). 第3者による不公正は正行動における意図の役割 実験社会心理学研究, 48, 159-166.
- 綿村 英一郎・分部 利紘・高野 陽太郎 (2010). 一般市民の量刑判断—応報のため? それとも再犯防止やみせしめのため? 法と心理, 9, 98-108.

註

本研究を行うにあたって、釘原直樹先生(大阪大学)、綿村英一郎先生(大阪大学)、寺口司先生(大阪大学)には多大なるご支援を賜りました。心より御礼を申し上げます。

Appendix1 実験1のニュース記事

社会的制裁弱条件

2015年9月、千葉県柏市内で女性1人が死亡した飲酒ひき逃げ事件で、千葉県警は男A(28)を自動車運転処罰法違反(危険運転致死)の容疑で逮捕した。

千葉県警によると、問題の事故は飲酒の影響による脇見運転が原因と思われ、帰宅途中の女性1人をはねて死亡させた。Aは飲酒運転の発覚をおそれ、当初事故現場から逃走し、警察官に発見された際うそをつき事故を否定していた。現在も「事故のことはよく覚えていない」などと供述し、全く反省している様子がないという。本事件発覚後、マスコミによって、Aの顔写真や実名を伏せ、匿名で連日報道された。

Appendix2 実験2のニュース記事

刑罰軽条件

2015年9月、千葉県柏市内で女性1人が死亡した飲酒ひき逃げ事件で、千葉県警は男A(28)を自動車運転処罰法違反(危険運転致死)の容疑で逮捕した。

千葉県警によると、問題の事故は飲酒の影響による脇見運転が原因と思われ、帰宅途中の女性1人をはねて死亡させた。Aは飲酒運転の発覚をおそれ、当初事故現場から逃走し、警察官に発見された際うそをつき事故を否定していた。現在も「事故のことはよく覚えていない」などと供述し、全く反省している様子がないという。事件内容を詳細に調べた法律関係者によると、Aは懲役10年となる可能性が高いとみられていた。しかし判決は懲役1年であった。

Complementarity of legal and social sanctions against criminals

Satoshi TSURUTA (*Graduate School of Human Sciences, Osaka University*)

In recent years, it has become easy for everyone to engage in social sanctions, such as Internet or SNS slandering. Social sanctions are regarded as unlawful sanctions against and obstacles to criminals' reintegration into society. Why do social sanctions exist despite legal punishment? According to previous studies, there is a complementary relationship between legal sanctions (penalty) and social sanctions, with legal sanctions potentially promoting (or suppressing) social sanctions. In this study, two experiments were conducted with the aim of verifying the complementarity of legal and social sanctions against criminals in criminal cases. As a result, the complementarity of legal and social sanctions with regard to the influence of objective indicators (the strength of social and legal sanctions) was not confirmed, although it was suggested with regard to subjective evaluation (cognition of strength of social and legal sanctions). Therefore, it is thought that objective complementarity of legal and social sanctions can be realized by influencing the subjective evaluation of people against the suppression of social sanctions. In order to solve the problems caused by social sanctions, in the future, it is necessary to examine factors that affect people's subjective evaluation.

Keywords: legal sanctions, social sanctions, equity theory, fairness.